



(公印省略)

30 大健支第 76 号

平成 30 年 5 月 22 日

小郡三井医師会

会長 白石 恒明 殿

大刀洗町長 安丸 国勝

小郡三井管内糖尿病等連携会議委員の推薦について（依頼）

日頃より、保健事業における多大なる御協力と御支援をいただき、誠に感謝申し上げます。

さて、昨年実施した標記会議の発足のための準備委員会においては、淡河先生、赤司先生に委員としてご参加いただき、厚くお礼申し上げます。準備委員会での協議により、正式に会議を発足する事となり、今年度は大刀洗町が事務局を務めさせていただく事となりました。

つきましては、貴所属から委員 2 名を推薦していただきたく、よろしくお願いいたします。業務多忙の中とは存じますが、別添「推薦書」にご記入の上、ご返送いただきますようお願いいたします。

記

1. 推薦人数 2 名

2. 添付書類

1) 推薦書

2) 小郡三井医師会管内糖尿病等連携会議設置要領(案)

問い合わせ先

◎大刀洗町

大刀洗町役場健康福祉課健康支援係

連絡先：77-2266

担当：渡辺

推薦書

小郡三井医師会管内糖尿病等連携会議に、下記の医師を推薦します。

記

所属	氏名	連絡先

小郡三井管内糖尿病等連携会議設置要領（案）

（設置）

第1条 小郡三井管内の糖尿病有病者及び糖尿病重症者を減少させ、小郡三井管内の住民の健康増進を図るため、小郡三井管内糖尿病等連携会議（以下「会議」という。）を設置する。

（目的）

第2条 この会議は、小郡三井管内の医療機関と行政が連携することで、糖尿病のコントロール良好者を増加させるための仕組みを構築・運用し、糖尿病性腎症等の重症化（合併症）を予防することを目的とする。併せて、糖尿病有病者の減少を目指すものとする。

（事業内容）

第3条 会議は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）医療機関と行政の相互の連携強化に関すること。
- （2）研修会・ケース検討会に関すること。
- （3）その他会議の目的達成及び運営に必要な事項。

（構成員）

第4条 会議は、小郡三井医師会医師、小郡三井歯科医師会歯科医師、久留米三井薬剤師会薬剤師等、会議に賛同する者及び管内行政機関の関係者のうち、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- （1）小郡三井医師会医師 3名程度（小郡三井医師会より推薦を受けた者）
- （2）小郡三井歯科医師会歯科医師 1名程度（小郡三井歯科医師会より推薦を受けた者）
- （3）久留米三井薬剤師会薬剤師 1名程度（久留米三井薬剤師会より推薦を受けた者）
- （4）北筑後保健福祉環境事務所 1名程度
- （5）小郡三井管内行政機関 糖尿病対策部門 各市町2名程度
- （6）その他会長が糖尿病重症化予防を推進するために必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第6条 会議に会長と副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会議を代表し、会議の進行と統括を行う。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長欠席又は支障あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第7条 会議は、定例会と臨時会の2種類とする。

2 定例会は年に2回程度、臨時会は会長が必要と認める場合に開催する。

3 会長は、会議を招集し、これを主宰する。

(事務局)

第8条 会議の事務を行うため、事務局を管内行政機関の市町に置くものとする。

(費用)

第9条 第4条(1)から(3)に掲げる委員の報償は、別表を基準として支出するものとする。

また、会議に係る費用については、事務局が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、構成員で協議し別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

報償費基準表

区分	金額
第4条(1)から(3)に掲げる 委員に支払う報償費	出席1回につき3,000円